

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族年金特約制度
(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)
三大疾病特約制度
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
三大疾病特約制度オプション
(リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族年金特約制度	P14	P14	P7	P15
三大疾病特約制度			P9	P11、 17
三大疾病特約制度オプション			P12	P12、 17

3 配当金

遺族年金特約制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションは、配当金はありません。

4 脱退(解約)による返戻金

遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションは、脱退(解約)による返戻金はありません。
三大疾病特約制度は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

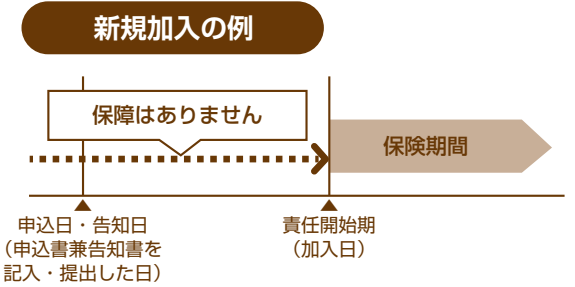
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日)

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

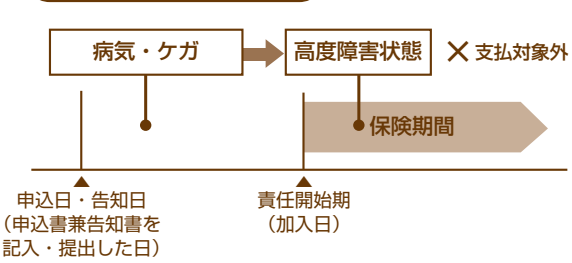


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
 - 三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについて、責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
 - 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
- 遺族年金特約制度 P15
三大疾病特約制度 P11、17、
三大疾病特約制度オプション P12、17

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部 ご照会窓口 052-951-9115 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00 ~ 17:00